

学位論文要旨

児童養護施設入所経験者の「大学進学」に関する
教育社会学的研究

西本佳代

I. 論文の構成

序章 研究の課題と方法

- 第1節 問題の所在
- 第2節 先行研究の検討
- 第3節 本研究の課題
- 第4節 本研究の方法

第1章 児童養護施設退所後の課題と支援策

- 第1節 児童養護施設とは
- 第2節 児童養護施設退所後の課題—高等学校卒業後の進学・自立—
- 第3節 大学等進学率上昇のための支援策
- 第4節 児童養護施設退所後の自立のための支援策

第2章 児童養護施設入所経験者の大学進学の経緯

- 第1節 問題の所在
- 第2節 高校時代の学習状況
- 第3節 進路決定時期と方法
- 第4節 大学進学の原因

第3章 児童養護施設入所経験者の大学生活における困難

- 第1節 問題の所在
- 第2節 金銭面における困難
- 第3節 人間関係における困難
- 第4節 就職に対する不安

第4章 児童養護施設入所経験者の大学卒業を支えたもの

- 第1節 問題の所在
- 第2節 児童養護施設入所経験者からみたアフターケア
- 第3節 退学の危機と乗り越え方
- 第4節 施設退所後の社会関係資本の構築

第5章 児童養護施設入所経験者受け入れ大学・短期大学における支援の現状と課題

- 第1節 問題の所在
- 第2節 大学・短期大学における支援の現状
- 第3節 支援を担う教職員の認識
- 第4節 大学・短期大学における支援の課題

第6章 大学を卒業した児童養護施設入所経験者にとっての「包摂」

第1節 問題の所在

第2節 「安定」を求めての大学進学

第3節 児童養護施設入所経験者というスティグマ

第4節 大卒資格獲得によるパッシング

第7章 大学経由の「自立」を問い直す

第1節 問題の所在

第2節 「優等生」としての育ちと後悔

第3節 「高等教育機会の獲得による包摂」という支援策の限界

第4節 ケアの倫理で「自立」を問い直す

終章

第1節 結果の要約

第2節 考察とインプリケーション

第3節 今後の課題

参考文献

II. 論文要旨

序章 研究の課題と方法

本研究の目的は、児童養護施設入所経験者の「大学進学」の実態を明らかにすることにある。序章では、先行研究の検討を通して、本研究の課題と方法を明らかにした。

児童養護施設とは、「保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設」（児童福祉法第41条）のことを指す。全国に約600施設あり、そこでは約2万4千人の子どもたちが生活している（厚生労働省2022）。

近年、措置延長制度の活用がみられるようになったものの、児童養護施設は、18歳での退所を長く原則としてきた。児童養護施設退所後の課題とされているのが、高等学校卒業後の進学機会の確保と自立である。高等学校卒業後の進学機会の確保については、「子供の貧困対策に関する大綱」（内閣府2014）において、児童養護施設の子どもの大学等進学率（12.3%（200人））は、生活保護世帯に属する子ども、ひとり親家庭の子どもの大学等進学率と共に、教育に関する数値目標のひとつとして掲げられ、無利子奨学金制度の充実や授業料減免等が重点施策とされた。一方、自立については、「子ども・若者ケアプラン（自立支援計画）ガイドライン」（厚生労働省2020）において、生活自立・経済的自立・精神的自立・市民的自立、という四つの自立の定義が示され、それらに向けた自立支援のさらなる強化が求められた。

このように、高等学校卒業後の進学機会の確保と自立は、児童養護施設退所後の課題として認識され、支援策が拡充している。しかしながら、進学先の一つである大学については、児童養護施設入所経験者の実態が、これまでほとんど明らかにされてこなかった。そのため、先行研究の限界を踏まえ、本研究では次の四つの課題を設定した。第一は、量的調査と質的調査をあわせた混合研究法を用いて、児童養護施設入所経験者の「大学進学」の実態を、入学前（第2章）、在学中（第3～5章）、卒業後（第6・7章）の3時点から明らかにすること。第二は、当該学生を積極的に受け入れている大学・短期大学を対象とした実態調査を行い、大学にできる支援策を検討すること。第三は、児童養護施設入所経験者の「大学進学」の実態を明らかにした上で、「子供の貧困対策に関する大綱」を批判的に検討すること。第四は、当該学生の「大学進学」を事例として、高等教育の多様化に関する議論について考察することである。これらの課題を明らかにするため、本研究では、1) 大学に在籍している児童養護施設入所経験者、2) 大学を卒業した児童養護施設入所経験者、3) 児童養護施設入所経験者を対象とした奨学金制度を設けている大学・短期大学の教職員、に協力を依頼し、調査を実施した。

なお、本研究のタイトルには、「」つきの大学進学を用いた。『広辞苑』によると、「進学」とは、「上級学校へ進むこと」（新村編2018、p.1497）を指す。一般に、「進学」という言葉からは、入

学時点のことをイメージしやすい。しかし、本研究では、大学入学時点にとどまらず、在学中のキャンパスライフ、卒業後の振り返りも分析対象としながら、大学に進むことそのものについて検討した。誤読を避けるため、入学時点に限定しない場合は「大学進学」とし、入学時に限定する一般的な用法（例えば、大学進学率、大学進学機会等）は「」をつけずに表記した。

第1章 児童養護施設退所後の課題と支援策

本章では、児童養護施設の現状・背景・課題について概観した後、高等学校卒業後の進学、自立の二点に着目して、児童養護施設退所後の何が課題とされているのか、加えて、その支援策がどのように講じられているのかを確認し、本研究の意義を明確化した。

児童養護施設退所者に対する支援の課題は、「高等学校卒業後の進学機会の保障」、「自立支援機能の強化」、の大きく二つに分けることができる。高等学校卒業後の進学については、一義的には、全高卒者の大学等進学率（約 50%）の半数も満たない児童養護施設入所経験者の大学等進学率（約 15%）が課題である。加えて、その進学が、一部の「学力」や「能力」のある生徒を対象とした問題として認識されているということも課題として挙げられる。

児童養護施設退所後の自立については、「子ども・若者ケアプラン（自立支援計画）ガイドライン」（厚生労働省 2020）によれば、生活自立・経済的自立・精神的自立・市民的自立の四つが必要とされる。既存調査を参考に、それらの自立に該当する各項目を確認すると、それぞれに難所があることがうかがえた。加えて、既存調査ではサンプルの偏りがあり、児童養護施設との関係が良好でない者の結果は、さらに芳しくないことが予想される。

では、こうした児童養護施設退所後の課題について、どのような支援策が講じられているのか。大学等進学率を上昇させるための支援としては、「子供の貧困対策に関する大綱」及び高等教育の修学支援新制度が挙げられる。一方、児童養護施設退所後の自立を支援する制度としては、措置延長制度、社会的養護自立支援事業、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度、身元保証人確保対策事業が挙げられる。両方の課題に対して、ここ数年の間に急速に支援が拡充しつつあること、しかし、大学については経済的支援以外の支援を行う場としては想定されていないことが確認できた。

第2章 児童養護施設入所経験者の大学進学の経緯

本章では、大学に在籍している児童養護施設入所経験者を対象とした質問紙調査・インタビュー調査の結果を用いて、児童養護施設入所経験者の大学進学の経緯を明らかにした。具体的には、一般学生と比較して、高校在籍時から成績がよく、学習レディネスを身につけた児童養護施設入所経験者たちが、施設職員からの後押しを受けて、奨学金制度が充実した大学へ進学している様子がうかがえた。

既存の学生調査を参考に、高校時代の学習状況、進路決定時期と方法、大学進学の原因、の三点について質問紙を作成した。一般学生との比較分析の結果、次の三点が明らかになった。一点目の高校時代の学習状況について、児童養護施設入所経験者は、自らの高校三年時の成績をよいと考える傾向にあり、実際に授業外学修時間も長い傾向にあった。二点目の進路決定時期と方法について、児童養護施設入所経験者は、高校在籍時に児童養護施設職員の紹介によって進学を決める傾向にあった。三点目の大学進学の原因について、児童養護施設入所経験者は、奨学金が充実していること、周囲の大人にすすめられたことを挙げる傾向にあった。

以上の結果から、一般学生と比較して、高校在籍時から成績がよく、学習レディネスを身につけた児童養護施設入所経験者たちが、施設職員からの後押しを受けて、奨学金制度が充実した大学へ進学している様子が見えてきた。

第3章 児童養護施設入所経験者の大学生活における困難

本章では、大学に在籍している児童養護施設入所経験者を対象とした質問紙調査の結果を主に用いて、児童養護施設入所経験者が大学生活において直面する困難を明らかにした。具体的には、児童養護施設入所経験者は一般学生と比べて、家庭からの仕送りがなく、アルバイトと勉強との両立に困難を抱える傾向にあること、自分に自信がなく他人の存在を気にする傾向にあること、就職後、職場の環境に適応できるか不安を感じる傾向にあることが明らかになった。

既存の児童養護施設退所者に関する実態調査を参考に、金銭面での困難、人間関係における困難、就職に対する不安、の三点について質問紙を作成した。一般学生との比較分析の結果、次の三点が明らかになった。一点目の金銭面での困難について、児童養護施設入所経験者の多くは、家庭からの仕送りがなく、アルバイトと勉強との両立に困難を抱える傾向にあった。二点目の人間関係における困難について、児童養護施設入所経験者は、一般学生と比べて自分に自信がなく他人の存在を気にする傾向にあった。三点目の就職に対する不安について、児童養護施設入所経験者は、就職後、職場の環境に適応できるか不安を感じる傾向にあった。

以上の結果から、児童養護施設入所経験者に対して大学が実施できる支援として、金銭管理に関する指導、成功体験を積み重ねるための機会の提供、キャリア教育が挙げられる。

第4章 児童養護施設入所経験者の大学卒業を支えたもの

本章では、大学に在籍している児童養護施設入所経験を対象としたインタビュー調査の結果を主に用いて、彼・彼女らにとっての退学の危機とその乗り越え方を明らかにした。退学の危機については、不登校、妊娠・出産、学習意欲の減退、家庭の問題、という四つの理由が挙げられた。その際の乗り越え方としては、児童養護施設退所後に形成したネットワークからの支援と強い意志、という大きく分けて二つの要素が明らかになった。

半構造化したインタビュー調査で、退学の危機、その際の乗り越え方、について聞いた結果、次の点が明らかになった。退学の危機として、不登校、妊娠・出産、学習意欲の減退、家庭の問題、という四つの理由が語られた。その際の乗り越え方としては、児童養護施設退所後に形成したネットワークからの支援と強い意志、という大きく分けて二つの要素が浮かびあがった。

以上の結果から、児童養護施設入所経験者が大学を卒業するために必要とされる支援について考察すると、児童養護施設退所後に新たな社会関係資本を構築することの重要性、当該学生が抱える「頼ってはいけない」という自立イメージを変容する重要性、が指摘できる。

第5章 児童養護施設入所経験者受け入れ大学・短期大学における支援の現状と課題

本章では全国の児童養護施設入所経験者を受け入れている大学・短期大学の教職員を対象としたインタビュー調査の結果を用いて、大学・短期大学における支援の現状と課題を明らかにした。支援の現状としては、課題を抱える学生に対して一般学生と異なる特別な福祉的支援を行う大学・短期大学が、10校中7校と多数を占めることが明らかになった。支援の課題としては、教育と福祉的支援という原理の異なる二つの営みを一人の教員が担うことで生じる葛藤が挙げられる。

半構造化したインタビュー調査で、受け入れ大学・短期大学における支援の現状、支援する理由、支援における課題、について聞いた結果、次の点が明らかになった。受け入れ大学・短期大学における支援の現状としては、課題を抱える学生に対して一般学生と異なる特別な福祉的支援を行う大学・短期大学が、10校中7校と多数を占めることがわかった。支援する理由としては、みえてしまうから、当該学生に帰る場所がないから、平等な機会の保障のため、という三つの理由が挙げられた。しかしながら、大学・短期大学という教育機関において福祉的支援を行うことには課題もある。特に成績評価を行う教員は、福祉的支援を行いつつも、優劣を判断し、退学か卒業かを決めるという教育の原理を手放せないことに葛藤を感じていた。

以上の結果から、児童養護施設入所経験者受け入れ大学・短期大学における支援について考察すると、教育の原理から離れることができない教員に代わり、スクールソーシャルワーカー等の福祉の原理で動くことのできる人材を配置する重要性が挙げられる。また、児童養護施設や自立援助ホーム、NPO等の学外施設との連携も欠かせない。しかし、そのようにして支援を拡大させた大学・短期大学は、教育的機能に限定する伝統的な大学・短期大学ではなく、エリート的な要素もない。大学の機能別分化の議論とあわせて考えた場合、支援を拡大させた大学・短期大学という新たな存在が、格差や不平等を固定化するのに寄与する可能性も十分に考えられ得る(Cantwell, et.al. 2018)。児童養護施設入所経験者を受け入れる大学・短期大学の教職員の視点から、あるいは高等教育システム全体として考えた場合、当該学生の受け入れには多くの課題があるといえよう。

第6章 大学を卒業した児童養護施設入所経験者にとっての「包摂」

本章では、大学を卒業した児童養護施設入所経験者を対象としたインタビュー調査の結果を用いて、「大学進学」の位置づけを明らかにした。具体的には、児童養護施設入所経験者にとって、「大学進学」が「名誉挽回」（石川 1997）の手段であり、大卒資格が「パッシング」（Goffman 訳書 2012）として機能していることがうかがえた。

Rさんは、児童養護施設で育ったことに対して「劣等感」を持っていた。その「劣等感」を補ってくれたのが「大学進学」だったという。大学に進学する児童養護施設入所経験者は数少ない。そのため、「大学進学」はRさんに対して、他の入所経験者にはない「優越感」をもたらしてくれた。加えて、大学への進学により、児童養護施設から離れることができたため、大学卒業後の就職先に児童養護施設入所経験者だと知られることがなかったという。高校卒業時に就職した場合、住所から児童養護施設入所経験者だと知られてしまう。

以上の結果からは、児童養護施設入所経験者にとって、「大学進学」は「名誉挽回」（石川 1997）の手段であり、大卒資格が「パッシング」（Goffman 訳書 2012）として機能していることがうかがえた。「名誉挽回」は「価値あるアイデンティティ項目を実際に獲得することで、無価値な自分を返上」（石川 1997、p.28）しようとすることであり、「パッシング」は、「まだ暴露されていないが〔暴露されれば〕信頼を失うことになる自己についての情報の管理／操作」（Goffman 訳書 2012、p.81）のことを指す。しかし、彼女たちが包摂されたのは「変動と分断を推し進める排除型社会」（Young 訳書 2007、p.11）であり、結局は、「名誉挽回」や「パッシング」できない児童養護施設入所経験者が排除される社会構造が温存されただけだともいえる。

第7章 大学経由の「自立」を問い直す

本章では、大学を卒業した児童養護施設入所経験を対象としたインタビュー調査の結果を用いて、大学経由の「自立」がどのように経験されているのか明らかにした。その結果、大学経由の「自立」は、「依存」をできるだけ避けるべき状態として扱い、「自立」した存在になることを求める「自立の神話」を前提としていること、ケアの倫理を参考に「自立」に代わるオルタナティブを模索する必要性が確認できた。

Aさんは、児童養護施設で生活するうちに、「正のこゝろ」をして注目を浴びることを快感だと認識し、「優等生」らしいふるまいをしてきた。「先生たちが喜んでくれるから」という理由で、児童養護施設職員になるという夢を抱き、それをかなえるために、中学高校時代に勉強を頑張った。教育機会を獲得し、大卒資格を得るという点において、彼の「優等生」としての生き方は大きな力を発揮したといえる。しかし、彼の生き方は、周囲の人に相談できないというジレンマを引き起こした。加えて、もっと「甘えとけばよかった」という後悔ももたらした。こうしたジレンマや後悔は、「自立」を目標とする児童養護施設において、「優等生」として育つことでおのずとも

たらされてしまう。

以上の結果から、児童養護施設入所経験者にとっての大学を経由した「自立」について分析すると、「依存」をできるだけ避けるべき状態として扱い、「自立」した存在になることを求める「自立の神話」を前提としていることが確認できる。けれども、それは、児童養護施設という公的なケアの空間で育った子どもたちにとって、出自の否定でしかない。ケアの倫理を参考に、「自立」に代わるオルタナティブを模索することが求められる。

終章

終章では、各章で明らかになった知見を整理した後、本研究の四つの課題に従って考察を行い、インプリケーションを提示した。第一の課題については、「意欲と能力のある学生」に限定されない進学者と「ケアする大学」の実態を明らかにすることができた。第二の課題については、キャンパスソーシャルワーカーとキャンパスサポートプログラムの取組を提案することができた。第三の課題については、大学に進学する児童養護施設入所経験者が「意欲と能力のある学生」に限定されないこと、高等教育機会の獲得が特効薬にならないことを指摘できた。第四の課題については、現在の日本の高等教育の多様化に関する議論がメリトクラシーを基盤としており、公正（equity）や社会的正義（social justice）の視点を欠いていることが指摘できた。

Ⅲ. 主要参考文献

- Cantwell, Brendan., Marginson, Simon. and Smolentseva, Anna.,2018, *High Participation Systems of Higher Education*. Oxford University Press.
- Goffman, E., 1963, *Stigma :Notes on the Management of Spoiled Identity*, Prentice-Hall (=2012, 石黒毅訳『スティグマの社会学—烙印を押されたアイデンティティ—』せりか書房).
- Goodman, R., 2000,*Children of The Japanese State The Changing Role of Child Protection Institutions in Contemporary Japan*: Oxford University Press (=2007,津崎哲雄訳『日本の児童養護』明石書店) .
- Gumport, Patricia J., ed. (2007) *Sociology of Higher Education: The John Hopkins University Press*. (=2015, 伊藤彰浩・橋本紘市・阿曾沼明裕監訳『高等教育の社会学』玉川大学出版部).
- 堀場純矢, 2013, 『階層性からみた現代日本の児童養護問題』明石書店。
- 石川准, 1997, 『アイデンティティ・ゲーム—存在証明の社会学』新評論。
- 厚生労働省, 2020, 「子ども・若者ケアプラン（自立支援計画）ガイドライン」 <https://www.mhlw.go.jp/content/000348508.pdf> (2022/9/14)
- 厚生労働省, 2022, 「社会的養育の推進に向けて 令和4年1月」 <https://www.mhlw.go.jp/content/000833294.pdf> (2022/2/1)
- マーチン・トロウ著／喜多村和之編訳, 2000, 『高度情報社会の大学』玉川大学出版部。
- 内閣府, 2014, 「子供の貧困対策に関する大綱」 <https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/pdf/taikou.pdf> (2023/1/21)
- 西田芳正, 2012, 『排除する社会・排除に抗する学校』大阪大学出版会。
- 桜井啓太, 2017, 『<自立支援>の社会保障を問う』法律文化社。
- 新村出編, 2018, 『広辞苑（第7版）』岩村書店。
- 吉田文, 2018, 「高等教育の拡大と学生の多様化:日本における問題の論じられ方」『高等教育研究』21, pp.11-37.
- Young, J. , 1999 *The Exclusive Society: Social Exclusion, Crime and Difference in Late Modernity*. Sage Publication. (=2007, 青木秀男・伊藤泰郎・岸政彦・村澤真保呂訳『排除型社会：後期近代における犯罪・雇用・差異』洛北出版).